



抗議書及び意見書

名古屋地方裁判所長

大熊 一之 殿

令和4年3月23日

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

代表 原告 多田雅史

前略

当会は、医療事故問題を警鐘する被害者組織であり、会員数が約400名の団体である。今回、貴殿の部下の齋藤毅裁判官（名古屋地方裁判所民事7部総括判事）について、以下のとおり、抗議及び意見する。

1 趣旨

齋藤毅裁判官は司法の公平性及び公正性を欠く不適格な裁判官であるため、憲法80条の規定により、任期10年を経過後に再任するべきではなく、免官させるべきである。

2 原因

貴殿は、就任のごあいさつにおいて、「裁判所は、国民から寄せられる信頼と期待に応え、法の支配の理念を具体的に示し、社会基盤の安定を確保していくことが強く求められているのだと思います。」と表明しており、司法が与えられた役割及び国民の信頼に答えることを十分に理解されている。

ところが、医師法19条1項が定める医師の応招義務違反に係る訴訟（令和2年（ワ）第4729号事件）の審理において、齋藤毅裁判官は、令和3年4月、名古屋地裁部総括判事に就任し同事件を引き継ぎながら、就任第1回目の同事件の弁論準備手続において、いきなり「次回弁論で審理終結する」旨を言い出し、また、申請された調査囑託及び証人尋問



について、「弁論時に回答する」として、同日、出席していた原告及び被告の意見等を、一切、聞かないまま弁論準備手続きを終了した。

同事件の被告の医療者を監督する東海北陸厚生局及び名古屋市健康福祉部は、応召義務違反の発生当日、被告医療者に対し応召義務違反の行政指導を行っていたため、「裁判所から事実関係を明らかにするための調査嘱託及び証人尋問の要請があれば応じる」としていたにもかかわらず、同裁判官は、それらの手続きを一切行わないまま、審理を終結し、同年8月27日、被告の応召義務違反を否定する判決を下した。

その判決の内容は、同法の応召義務の運用の細則を定める厚生労働省医政局長の通知に反するばかりではなく、「医療者に加担して原告の被害者患者を敗訴させた方が、自らの人事考課上有利だ」ともいえるものであり、いわゆる「ヒラメ裁判官」の典型である。このような行為は、司法の公平性及び公正性を欠くのみならず、国民の司法に対する信頼を裏切るものであり、国民を愚弄しており、言語道断である。

また、最高裁判所が資料を公開しているとおおり、我が国における医療訴訟の認容率が一般訴訟の5分の1しかなく、極端に低いことは大きな社会問題として警鐘されている。かかる状況下において、あまりにも杜撰かつ公平性及び公正性を欠く司法審理手続きは許し難いものであり、当会は、同裁判官が、司法官僚として将来に渡り裁判官であり続けることは不適切かつ不適格と判断した。

なお、同事件は、控訴審（令和3年（ネ）第702号）において、逆転し、被控訴人医療者の応招義務違反が認定され、損害賠償が命じられており、現在、双方が最高裁へ上告又は上告受理手続きを進めている。

よって、日本には司法を監視する組織はないが、裁判官が密室で何をしても良いということにはならず、上記趣旨のとおり、抗議し請求する。

早々